

2025年1月27日

大阪広域環境施設組合
事務局長 松井 年徳 様

大阪市職員労働組合環境局支部
支部長 橋本 慎吾

2025年度業務執行体制にかかる勤務労働条件の確保に関する申し入れ

廃棄物行政におけるごみ焼却処分事業の円滑な推進や市民サービスを担保する観点から、行政業務に見合う執行体制の確立は必須であり、業務執行体制の変更は、勤務労働条件に大きくかかわるものであると認識している。

こうしたことから、要員配置に関わっては「仕事と人」の慎重な関係整理に基づき行われる必要があり、職員の勤務労働条件に大きく影響することから、大阪広域環境施設組合において適法に管理し、又は決定することができるものについて、交渉事項として誠意を持って対応するよう申し入れる。

記

1. 2025年度事務事業の執行体制について、職員の勤務労働条件を確保するために必要な要員を配置すること。また、執行体制の改編などを行う場合については、「仕事と人」の関係整理の内容について検証するに足る情報を提供すること。
2. 職員の勤務労働条件に変更が生じる場合は協議を行うとともに、勤務労働条件に直接的に影響を及ぼさない範囲であっても、執行体制の改変などを決定した場合については、早期に適切な方法で情報提供を行うこと。また、「事業の統合」「委託化」などといった課題は、組合員の勤務労働条件に大きく影響を及ぼすことから、十分な交渉・協議を行うこと。
3. 労使合意を行った超過勤務時間数の上限設定や、年次休暇取得の促進が、職員の負担とならないよう「仕事と人」の関係整理のうえで、適正な要員配置を含む実効ある取り組みを行うこと。
また、締結された「36協定」が遵守されるよう各職場と連携を図ること。
4. 法令などにより要員の基準が定められている職場に対し、基準配置はもちろんのこと、すべての労働条件が維持できる適正な要員を確保すること。
5. 育児休業等により欠員が生じた場合や、新たな業務等が生じた場合は、任期付職員制度をふまえ誠意をもって対応すること。
6. 必要な要員を確保するにあたって、新たな職員の採用等を検討すること。

また、本日時点における休業者数とともに2024年度末の退職予定者数を明らかにされたい。

以上